

〔博士論文要旨〕

近代日本労資関係史の研究

西 成 田 豊

(1) 序章。本書は、ほぼ一九〇〇年頃から一九四五年にいたる約半世紀間の日本資本主義の労資関係の歴史的展開過程を究明することを課題としている。戦前日本資本主義の確立期と崩壊期の双方の視点から労資関係の歴史的構造とその展開過程を一貫して把握しようというのが、本書の問題意識であり、また研究の対象をほぼ一九〇〇年頃から一九四五年に設定した理由である。

本書があつかう資本主義的階級関係としての労資関係の研究は、相互に関連する三つの問題領域を有している。一つは、相互規定的な関係にある資本と賃労働の存在Ⅱ編成形態をあきらかにする基礎構造分析の領域である。このばあい、資本の存在形態とは、資本の産業別構成と類型的階層的構造およびそのおのおの蓄積様式をさし、また賃労働の存在Ⅱ編成形態とは、これに対応した生産過程と労働市場における賃労働の構造と編成をさすものと理解してよい。

第二は、労働争議と資本の労務政策の対抗、相互規定関係を

あきらかにする階級関係の動態的分析の領域である。賃労働の存在Ⅱ編成形態は労働争議の構造を規定し、他方、資本と賃労働の存在Ⅱ編成形態は資本の労務政策のあり方を規定する、およびそのような二様の連関によって、第二の問題領域は第一の問題領域と密接に結びついている。こうした構造的な枠組のもとで労働争議と資本の労務政策の対抗、相互規定関係の具体的な態様をあきらかにするためには、個々の経営のレベルにまでおりたミクロ的考察の視座が必要とされよう。

第三は、国家の労働政策の分析の領域である。国家の労働政策は、その理念、構想をめぐる政策主体（官僚）内部の諸対立を含みつつ、その調整、止揚をとおして社会経済的諸勢力から相対的に自律的に決定される。しかし、諸階級、諸階層の動向とそれは完全に無関係ではない。すなわち国家の労働政策は、一方で、労働争議の構造を規定するとともに逆にこれに規定され、他方で、資本の労務政策Ⅱ労資関係理念に制約されるとともにこれに規定的影響をおよぼす。こうして第三の問題領域は、

これまた二様の連関をとおして第二の問題領域と結びつくのである。その意味で国家の労働政策は、階級関係の総括形態といつてよいが、そのさい、労働政策を媒介に階級関係の総括主体として国家が顕現するのは、すぐれて現代的な現象である点に注意すべきである。

序章ではさらに、労資関係研究の筆者の以上のような問題観点から、大河内一男、兵藤剣、中西洋の三氏の先学の労資関係研究を方法的に批判、検討している。

(2) 第一章。本章は、産業資本確立期の賃労働の構造と、独占成立期におけるその構造変化を、「女工」労働力と重工業労働力を中心に考察したものである。

産業資本確立期の製糸、紡績業の賃労働はつぎの二点で「前近代」的性格を強く帯びていた。第一は、労働者が労働力商品の自立的な売り手としては現れず、雇用関係も労働力商品の対等な取引関係というより、前貸金制度を介した「債務奴隷関係」的性格を有していたことである。第二は、賃金が労働力再生産費としての実質をもたず、労働力の世代的再生産が農民層の負担においておこなわれたことである。こうした「前近代」的な賃労働は、外貨獲得産業としての製糸業の急速な発展と、中国市場をめぐる日本紡績業の国際競争力を保障したのであり、その意味で、世界市場に強行的に編入された日本資本主義の歴史的な所産としてこれをとらえねばならない。

これにたいして重工業においては、都市貧民層とおなじ生活水準の階級的に未成熟な被差別的賃労働者層が底辺に分厚く堆

積する一方、一八九〇年代のイギリス機械工業の技術変革に連動しつつ拡充、強化された軍工廠と民間大経営を中心に、近代的プロレタリアートが創出された。日本の重工業は製糸業による外貨獲得を基礎に発展、展開をとげた。その意味で、重工業の近代的賃労働の創出は、絹綿二部門の輸出産業としての展開「前近代」的賃労働の存立によって可能になった。産業資本確立期における重工業労働者と繊維産業労働者の賃金格差の拡大傾向は、二類型の賃労働の、以上のような再生産の連関を反映したものである。

産業資本確立期の賃労働の構造は、一九二〇年代後半から昭和恐慌期にかけて展開された技術的合理化Ⅱ生産過程の構造的再編をテコとする独占の成立によって根本的な変化をとげた。すなわち、この時期の技術的合理化は、労働保護立法（工場法の改正、鉱夫労役扶助規則の改正）に促進された綿工業と石炭鉱業の徹底性、慢性不況に制約された重工業の不徹底性という部門間跛行性と、大企業の特占の支配の生産力基盤の形成を促す部門内跛行性という、二重の跛行的な展開をとげた。こうした技術的合理化は、労働保護立法の政策的規制とあいまって、産業資本確立期の絹綿二部門と石炭鉱業の賃労働の「前近代」的構造（前貸金制度、納屋制度）を後退、解体させる一方、労働力構成の格差構造Ⅱ労働力の分断的階層構造の形成要因となった。いくつかの大炭鉱を中心に朝鮮植民地労働力が大量に導入された石炭鉱業の一部では、労働力構成はまさに帝国主義的性格を有していたといつてよい。資本蓄積機構の労働力基盤に

おけるこうした変化とならんで、資本蓄積を支える労働条件（賃金、労働時間）においても規模別の格差が形成され、産業資本確立期の資本蓄積諸条件（植民地・インド以下の）低賃金、肉体消費の長時間労働の消失、変容がすすんだ。生産過程における労働力の存在形態を示す労働力の構成と労働条件の以上のような諸変化は、独占的、帝国主義的労働力編成の成立として把握されるべきであろう。

(3) 第二章。本章は、日露戦争前後から一九二〇年代にいたる三菱長崎造船所を対象に、製品、原材料、労働力の三つの市場を中心に展開される資本蓄積の構造と、そこから派生する労働争議と労務政策の相互規定関係を考察したものである。

日露戦争後、三菱長崎造船所は社船建造と艦艇建造を基礎に大型の設備投資をおこない、経営を確立するが、その過程で高学歴若年の労働力を大量に雇用、吸収した。こうした労働者数の急速な膨張と労働力構成の劇的な変容は、労務管理体制を弛緩させ、実働時間の延長、実質賃金の低下、労災死傷率の上昇に示されるような、労働者の窮乏の進行とあいまって、旧型熟練職種・木工職を中心とする一九〇七年争議を発生させた。職工送迎船の廃止を契機に始まったこの争議は、しだいに労働時間短縮、賃金引上げの二つの要求実現をめざす運動に発展していったものの、結局、労働者の側が要求書を撤回することで終息した。しかし、この争議のうちに示された労働者の自覚は、経営の側に新たな政策対応をせまることとなった。その一つは、鉄工職で実施していた親方請負制度を廃止し、増時間制や出来

高制などの能率給を採用する一方、親方職長制度にたいする経営側の直接的な規制を強化し、労務管理体制を全面的に再編成したことである。そしていま一つは、職工救護規則、社倉制度、救済貸金制度にせめられる経営家族主義的な福利政策を採用し実施したことである。

第一次大戦中、後の三菱長崎造船所は、ストックボートの建造と、「建造実費計算法」という独特の契約方法にもとづく注文船の建造によって高収益を実現した。欠損を前提に（ないし収益を見込まずに）おこなわれた兼二浦製鉄所、長崎製鋼所向けの起業工事（設備機械類の製作・雑工事）は、新造船工事のこうした高収益によってはじめて可能になった。雑工事の拡大は機関工場の新型熟練職種の増大と、その学歴構成の高度化をいっそうおしすすめた。他方、大戦中、後の同所の高収益は、職工救済規則、社倉制度、職工幸福増進基金、戦時割増手当、皆勤賞与、勤続賞与、中元年末賞与など経営家族主義的施策の物的基盤を拡充、強化した。待遇改善を要求した一九一七年六月の争議は、機関工場の新型熟練職種・鉋子職の「頭腦的リーダーシップ」と鉄工職の「爆発的行動力」が結びついた、参加者七八〇名にのぼる大規模な争議であった。しかし、その解決条件は、付加的諸給付を一つの物的基礎とする造船所の経営家族主義的な労働者統合政策のなかに、この争議の階級エネルギーが吸収されていったことを示している。一九一七年六月争議のこのような解決形態は、大戦後の労働争議のあり方をも規定することとなった。一九一九年九月争議と同年十一月争議の

特徴はつぎの二点にあった。一つは、機関工場の高學歷新型熟練工のリーダーシップが決定的に後退し、造船工場の低學歷中能重筋労働職種¹¹鉄工職のなかに組織された反労働組合的な企業主義団体による争議抑制的の行為が争議の基本構造を規定することとなった。いま一つは、争議が小規模、分散化するとともに、右にのべた争議のフィルターをおすことによって労働者の要求は経営家族主義的な形態に歪曲された。一九一七年六月争議の先進性と其の解決形態のうちに、大戦後の争議の小規模分散性と要求の家族主義的変形の規定要因が胚胎していたといつてよい。

一九二〇年代の三菱長崎造船所は、第一次大戦後の海運不況とワシントン軍縮による造船市場の縮小によって深刻な不況に直面した。こうした不況に対処すべく同所は、電気溶接法や船体の地上組立法など技術的合理化をふくむ一連の合理化政策を展開し、熟練度が相対的に低い短期勤続の若青年層と、熟練の磨滅が進む役付の高年層を中心に、数次にわたる大量の人員整理をおこなった。同所の労働者の意識は階級脱出、高教育志向がつよく、それを可能ならしめるであろう現存の秩序にたいするつよい肯定的意識を内蔵していた。労働者のこの意識は、第三章でべる工場団体や工場委員会とともに、退職手当制度の確立、企業内教育施設の充実、慰安娯楽施設の拡充などこの時期の企業内福利政策の新たな展開によって支えられていた。九州労働組合に支援された一九二五年の解雇反対運動は、こうした経営側の労務政策と、労働者の意識情況のもとでは、大衆

的基盤をもちえず、ごく少数の者による運動に逼塞して終焉した。この争議を契機に同所は職工就業規則を制定し、所内での労働運動を禁圧する諸規定を設けた。工場委員会や工場団体や経営家族主義的諸施策のほかに、労働組合運動の企業内浸透を防遏する体制がこうしていよいよ強化されることとなったのである。

(4) 第三章。本章は、財閥資本、国家資本、中小資本といった資本の類型的階層的差異によって異なった展開をみせる一九二〇年代日本資本主義の労資関係の特質を、重工業労資関係を中心に究明したものである。

工場委員会が体现した労資関係理念は、家族的国家的協同性を基礎に雇主と被雇者の人格的対等性と一体性を情緒的、觀念的に主張する労資一体論がつよく滲み出たものであった。こうした理念を有する工場委員会制度は、各種の反労働組合的諸組織、諸施設（三菱長崎造船所のはあい工職一体の工場団体）に補強されることによって、一つの体制として労働組合なき労資関係の安定化機構を形成し、一九二〇年代後半財閥独占体を中心に定着していった。こうした財閥独占体の企業内労資関係の構造は、一九二四年の政府の労働組合政策転換（国際労働総会の労働代表選出方法の改正による行政レベルでの労働組合承認）後本格化した協調的労働政策の展開を制約し、その政策展開の基盤を、ワシントン体制のもとで合理化投資が遅れ相対的低労働条件を余儀なくされた重工業の国家セクター（軍工廠）や中小経営部門など独占体の外部に踞踏せしめることとなった。

しかも、この協調的労働政策が労資同権化の法体系（労働組合法）が未確立のまま展開されたことは、この政策にもとづく協調的労資関係の形成を矮小な規模におしとどめた。第一に、一九二四年の労働組合政策の転換によって設立された海軍労働組合連盟は、団体交渉権の未確立によって、この組合が主力を注いだ中央労資「交渉」を原基的な形態におしとどめられ、諸要求の実現をみないまま組合員大衆との間の矛盾を拡大させた。

第二に、頻発する中小経営の争議を集团的、協調的労資関係を形成する方向に誘導することによって解決しようとした労働争議調停法は、母法となるべき労働組合法を欠くことによって事実上機能停止の状態におかれ、この法内調停壊滅のうえに国家の新たな形態の労資関係介入（事実調停）が進行した。

以上のように、重工業を中心とする一九二〇年代（後半）の日本資本主義の労資関係は、財閥独占体における工場委員会体制の定着、重工業国家セクター（軍工廠）における「原基的」交渉機構の形成、中小資本における労資対抗の拡大、国家の新たな形態の労資関係介入という、資本構造に対応するかたちで三重の重層的な展開をとげたのである。「古典的」帝国主義の労資関係が労働力の需要独占を基礎に独占体による労働組合の否認あるいはその活動の規制に成功し、労働組合運動を基本的に独占体の外部に踰越せしめるとする専制的な編成をとった事実を想起すれば、労資関係のこうした重層的編成はまさに「古典的」帝国主義の性格を有していたといえてよい。しかし、財閥独占体による労働組合の否認が伝統的な「主従的情誼」に立

脚したのではなく、工場委員会という一種の労資協議制の導入によって行われたこと、重工業の国家セクターでプリミティブな形ではあるが労資交渉機構が成立したこと、労資関係にたいする国家介入が「中立化」し構造的に深化したこと、以上のなかに現代資本主義の労資関係の諸萌芽を認めることができる。

(5) 第四章。本章は、戦前日本において労働組合法案の立案、制定が大きな問題となった第一次大戦直後、一九二〇年代中葉、大恐慌期の三つの時期を中心に、労働組合法案をめぐる官僚とブルジョアジーの内部における諸対立とその調整、止揚の過程を考察したものである。

労働組合法案をめぐる第一次大戦直後と一九二〇年代中葉の官僚内部の政策志向の対立は、内務省、同社会局官僚対農商務省、商工省、司法省官僚の対立として顕在化した。この政策志向の対立は究極的には、第一次大戦後日本の「危機」の歴史的構造に規定されたものであった。すなわち、第一次大戦後日本の労働運動の高揚は、世界的にみれば、ヨーロッパ危機に象徴されるような、資本主義世界体制の構造的危機の一環を構成するものであったが、日本資本主義それ自体に即してみれば、その国家独占資本主義的再編成（労働組合の宥和主義的体制内統合に示される階級関係の編成替）を促すような体制的危機たりにえなかったという事情にもとづいていた。戦後「危機」の世界的性格を認識した内務省、同社会局官僚はヨーロッパ先進国の例に倣って階級宥和的な労働組合法を構想したのにたいし、

農商務省、商工省、司法省の官僚は、戦後「危機」がヨーロッパ型危機に発展転化するのを未然に防止すべく、産業保護的、治安対策的観点から取締的労働組合法を構想した。

他方、第一次大戦後と一九二〇年代中葉のブルジョアジー内部の政策志向の対立は、独占的大資本と中小資本の対立として現れた。この政策志向の対立は、個別企業内部での「危機」克服条件の有無にもとづいていた。個別企業内部に「危機」克服のメカニズム（経営家族主義）の物的施設、工場委員会制）を有していた独占的大資本は、労働組合法案にたいして無関心ないし条件付き消極的容認の態度をしめした。これにたいし、個別企業内部に「危機」克服条件をもたなかった中小資本は、労資関係への国家介入を期待する立場から労働組合法の制定に積極的であった。しかし一九二〇年代の中小資本は、資本の階級的譲歩（賃金の下方硬直化など）を必然的にとまうような階級有和の労働組合法を受容するだけの資本蓄積条件を有せず、その労働組合法構想はしたがって、さまざまなヴァリエーションがあったものの、おおむね農商務省、商工省の考えに近似した特殊日本的な内容を有したものであった。

以上のような官僚、ブルジョアジー内部の政策志向の対立は、それぞれ大恐慌にまったく相反する方向で調整、止揚される。官僚は、金解禁、デフレ政策の補完的政策手段として階級有和の労働組合法を制定することで合意を形成した（社会政策審議会答申・社会局草案）。またブルジョアジーは、労働組合法制定反対派（主として大資本）と日本の労働組合法制定容認派

（主として一部の中小資本）の意見を調整、止揚すべく、社会局労働組合法案反対の線で階級意思の統一を実現した。そしてブルジョアジーの階級統一的な反対運動が展開するなかで、官僚の合意内容はしだいに後退し、規制に力点をおいた浜口内閣労働組合法案に変質していく。しかし浜口内閣労働組合法案は、差別解雇、黄犬契約の禁止という重要な点で有和的条項を残しており、そのかぎりでは同法案はブルジョアジーの許容するところとはならず、第五九回帝國議會で廃案に追い込まれたのである。

(6) 第五章。本章は、「満州事変」期の労資関係を、経済の二重構造の本格的成立、二重構造に対応した労資関係の階層的構造、そして労資関係の構造を規定した政治的、社会経済的諸勢力の労資関係編成構想をめぐる対抗関係という、三つの側面から考察したものである。

労資関係編成構想をめぐる一九三〇年代前半の政治的、社会経済的諸勢力の客観的対抗関係は、社会局官僚「開明派」中小ブルジョアジー日本労働組合会議というニューディールの方向性をもった潮流と、軍部、「新官僚」独占ブルジョアジー日本産業労働俱樂部というファシズム的潮流との対抗であったと総括できる。第一のニューディールの方向性をもった潮流は、労資の同権化によって労働組合を資本主義体制の内部にビルト・インし、団体交渉制と労働協約を基礎に協調的労資関係をつくり上げようとするもので、中小企業におけるこの時期の労働協約体制の拡大にその実態的基盤をもっていた。第二の

ファシズム的潮流は、労資一体、労資融合の理念に立脚した工場委員会制を基礎に労資関係を疑似共同体的に編成しようとするもので、大企業におけるこの時期の工場委員会制（産業報国会型懇談会制への機能変質をともなったそれ）の普及にその実態の基盤をもっていた。このような労資関係編成構想をめぐる対抗は、労資関係の国家独占資本主義的再編成をめぐる二つの途の対抗、あるいはもう少し普遍化して言えば、現代資本主義化の二つの途の対抗として把握することができる。しかし、一九三〇年代前半の歴史的特質は、労働組合運動のレベルではニューディール的的方向性をもった第一の潮流が主流を占めたのにたいし、労資関係の構造Ⅱ実態のレベルでは、中小企業の労働協約体制の拡大に狭い限界が存在し、大企業の変容しつつある工場委員会制度が普及をみたように、第二の潮流が基軸的位置を占めていたことである。このように、一九三〇年代前半には運動と構造Ⅱ実態のあいだに一定の乖離があった。こうした運動と構造Ⅱ実態の乖離は一九三五年を境に第二の潮流が主流を占めることによってうめられる。日本産業労働倶楽部を中心とした日本主義労働運動は、一九三五年の国体明徴運動を契機にしてピークに達し、この運動が内蔵していた疑似革命的エネルギーは国家の労働政策のなかに吸収されることによって、その変質Ⅱファシズム化を促した。社会局官僚の労資関係理念の変質、軍部の労働政策の社会的活性化、警察官の強権的労働争議調停の拡大がそれである。国家の労働政策のこうしたファシズム化によって、大企業の変容しつつある工場委員会制度は、日本

資本主義の外縁部にまで極力的におし拡げられ、中小企業の労働協約体制や中小企業の支配的部分をとらえていた雇主専制的労資関係は重大な変質をせまられることになるのである。

(7) 第六章。本章は、産業報国会の史的展開過程の分析をとおして日本ファシズム下の労資関係の特質を考察したものである。

ファシズム的労資関係の特徴は、階級的存在を反動的に「止揚」することによって、労資関係を疑似共同体的に編成することにある。産業報国運動は、一君万民の家族国家観に支えられた「有機的倫理的協同体」としての労資一体の思想と、自由放任主義、階級闘争主義を否認し産業をとおして皇運の扶翼をはかる産業報国思想の、この両者をイデオロギー的に内蔵した運動であった。この点で産業報国運動はまさしくファシズム運動であった。産業報国会の中核的組織である労資懇談会は、労資関係の疑似共同体的編成を実体化する機構としての役割を担った。成立期（一九三八―四〇年）の産業報国会は以上のような理念と実体を有していたにもかかわらず、労働者を有効に統合しえず（労働移動、欠勤率の上昇など）、一九四一年以降、産業報国会は部隊組織的に再編成される。それは理念的には、一君万民のな労資一体の思想から権威主義的Ⅱ身分階統的秩序の観念を取り入れた労資一体思想への微妙な変容を含んでいた。しかし、産業報国会のこうした権威主義的Ⅱ身分階統的再編成は、労働者の自発性を抑圧し、労資関係調整の機能を決定的に後退させることとなった。こうして、逃亡、欠勤、怠業、二重

稼働、集団暴行、兵器破壊、意識的な不良品の作製などのかたちをとった労働者の不満と抵抗は拡大し、一九四三年以降はダイリューションがすすむなかで労働争議が増加する。四三年以降、産業報国会は国民勤労働員と物資配給の組織に交質し、たんなる戦時勤労組織として、そのファシズムの内実を喪失していくのである。

産業報国会の推転を規定したのは、以上のように、労働者のアブセンティズムと労働争議であり、このことは、産業報国会による労働の利益の媒介機能が著しく希薄であったことをしめしている。換言すれば、日本ファシズムによる労働支配＝労働者の統合機能には明白な限界が存在していた。この点はドイツ、イタリアのファシズムと比較したばあい、日本ファシズムの際立った特徴である。

このようにみると、戦後の企業別組合に連続するのは産業報国会ではなく、産報下でのさまざまな形態をとった労働者の経済的反抗であり、その経済的反抗の企業内的構造のなかに、戦後、労働者の闘争エネルギーが企業別組合の回路にキャナライズされていく素因がすでに胚胎していたのである。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 近代日本労資関係史の研究

論文審査担当者

中 村 政 則
尾 高 煌 之 助
美 濃 口 武 雄

わが国の日本経済史学界では、一九七〇年代に入ってから大戦間期の研究が活発になった。研究の範囲は、農業・労働・産業・金融・経営・政策・国家史の各分野にまたがり、この二十年ほどの間に、両大戦間期の研究は質量ともに高まった。本論文は、そのような研究の流れの中から生み出されたものであり、個別事象への沈潜と方法的枠組みの提示という二つの課題を自覚的に追求した作品である。以下、各章にそって内容を紹介する前に、あらかじめ全体の構成をしめしておく。

序 章 研究対象と方法

第1章 日本資本主義と賃労働の構造

第2章 財閥系造船所の資本蓄積と労資関係——三菱長崎造船所の分析

第3章 一九二〇年代日本資本主義の労資関係——重工業労資関

係を中心に

第4章 両大戦間期労働組合法案の史的考察

第5章 「満州事変」期の労資関係

第6章 日本ファシズムと労資関係

みられるように、ほぼ一九〇〇年頃から一九四五年にいたる約半世紀間の日本資本主義の労資関係の確立・変容・崩壊の過程が研究の対象となっており、とりわけ一九二〇—一九三〇年代における、わが国労資関係の構造的・類型的把握に重点がおかれている。以下、章を追って本文文の特長を紹介して行くことにしたい。

序章は、いわば著者の方法論を展開したものであり、労資関係の研究は次の三つの問題領域を含むとしている。第一は、相互規定的な関係にある資本と賃労働の存在に編成形態をあきらかにする基礎構造分析の領域。第二は、労働争議（ないし労働運動）と資本の労務政策の対抗・相互規定関係をあきらかにする階級関係の動態的分析の領域。第三は、国家の労働政策の領域である。この三つの問題領域は相互に関連するものとして捉えられ、本論文全体をつらぬく理論的枠組となっていく。また、序章では大河内一男、兵藤釧、中西洋の三氏の労資関係研究を方法的に検討しつつ、本論文がこれらの先行業績の批判的摂取のうえに成り立つものであることを明らかにしている。

第1章は、産業資本確立期の賃労働の構造と独占成立期におけるその構造変化を、「女工」労働力と重工業労働力を中心に

考察したものである。「女工」労働力の代表はいうまでもなく製糸・紡績部門にもとめられるが、労働力給源と雇用関係、賃金水準と賃金形態の諸側面から見て、きわめて「前近代的」性格をもつものであった。こうした「前近代的」な賃労働は、外貨獲得産業としての製糸業の急速な発展と、中国市場をめぐる日本紡績業の国際競争力を保障し、かつ陸海軍工廠や民間重工業における近代的賃労働の創出を可能にした。ついで第2節では、産業資本確立期に成立した賃労働の構造が、一九二〇年代から昭和恐慌期にかけて展開された技術的合理化を通じて、変容・消失していく推移が跡付けられている。輸出産業としての絹綿二部門の発展→外貨の獲得→重工業の育成という構造連関の指摘は、けっして目新しいものではないが、一九二〇年代における前近代的賃労働の後退・解体と近代的賃労働の格差構造の形成、重工業労働者を担い手とする近代的労働運動台頭の必然性を解明していく著者の分析は、視野がひろく手堅い。

第2章は、日露戦争前後から一九二〇年代にいたる三菱長崎造船所を対象に、製品・原材料・労働力の三つの市場を中心に展開される資本蓄積の構造とそこから派生する労働争議と労務政策の相互規定関係を考察したものである。

日露戦争後、三菱長崎造船所は船舶建造と艦艇建造を基礎に大型の設備投資を行い経営を確立するが、その過程で高学歴若年の労働力を大量に雇用・吸収した。こうした労働者数の急速な膨張と労働力構成の変容は、労務管理体制を弛緩させ、実働時間の延長、実質賃金の低下、労災死傷率の上昇などをまねき、

旧型熟練職種＝木工職を中心とする一九〇七年争議を発生させた。これに対し、経営側は親方請負制度の廃止、増時間制や出来高制などの能率給を採用する一方、職工救護規則、社会制度、救済貸金制度などの福利政策を実施して対応をはかる。

ついで第一次世界大戦中・後に三菱長崎造船所は、ストックボード（同型船の見込み生産）の建造と「建造実費計算法」という独特の契約方法にもとづく注文船の建造によって高収益を實現した。これに対し、一九二〇年代の三菱長崎造船所は、第一次大戦後の海運不況とワシントン軍縮による造船市場の縮小によって深刻な不況に直面した。これに対処すべく同所は、電気溶接法や船体の地上組立法など技術的合理化をふくむ一連の合理化政策を展開し、熟練度が相対的に低い短期勤続の若青年層と熟練の摩滅がすすむ役付きの高年層を中心に、数次にわたる大量の人員整理を行った。この好況から不況の過程で、待遇改善を要求する一九一七年争議、一九一九年争議、解雇反対の一九二五年争議が続発するが、これら一連の労働争議を同所の経営動向、労務管理体制の構造、労働市場の構造と賃金、労務政策の展開などに関わらせて総合的に分析したものは他に例をみない。本章が一個別経営レベルでの分析であるにもかかわらず、すでに専門の研究者から高い評価を得ているゆえんである。

第3章は、一九二〇年代日本資本主義の労資関係を重工業部門を中心に考察したものであるが、著者の得意とする構造的・類型論的アプローチの特長が最もよく表れている章である。とくに財閥独占体における工場委員会体制の定着、重工業国家セ

クター（軍工廠）における「原基的」交渉機構の形成、中小資本における労資対抗の拡大という「三重の重層的展開」を析出したことは、非財閥資本・中小資本の労資関係把握を軽視してきた従来の研究に反省を迫るものであり、一九二〇年代労資関係の研究に貴重な貢献をおこなうことになった。

工場委員会とは、第一次大戦後のイギリス労資関係の再編方向を規定したホイットレー委員会の勧告をモデルに構想された労資関係機構であるが、その目的は労働組合の企業内排除あるいは企業内への浸透を防止することにあった。この工場委員会体制は財閥系重工業大経営では定着したもの、海軍工廠などの国家セクターでは、一九二四年の政府の労働組合政策転換（国際労働総会に出席する労働代表の選出方法を政府任命制から組合員一〇〇人以上の労働組合による公選制に改正）によって修正を余儀なくされる。すなわち、政府が労働組合を行政的に承認した以上、労働組合の存在を否定した工場委員会を海軍工廠内に継続させていくことは不可能となったのである。しかしながら合理化投資の低い海軍工廠では労働条件は劣悪で、労働組合の力もよわく、海軍労働組合連盟の団体交渉権も認められずに終わる。著者のいう「原基的」交渉機構とは、こうした労働基本権なき労働組合の在り方を表現したものにほかならない。

これに対し、一九二〇年代に労働争議が最も集中した中小経営では、労働争議調停法をテコに争議の沈静化がはかられることになった。しかし労働争議調停法は、もともと母法となるべ

き労働組合法を欠くことによって事実上機能停止の状態におかれ、かえって調停官・警察官など官吏による事実調停件数を増大させ、国家による労資関係への介入を拡大させることになった。こうして一九二〇年代の労資関係は、資本の類型的差異によって、それぞれ異なる展開をみせるとともに、労資関係にたいする国家介入が「中立化」し、構造的に深化していった。著者は、「以上のなかに現代資本主義の労資関係の諸萌芽を認めることができる」と締め括っているが、本章は資本の三層把握から国家と労働の関係までを視野におさめた、きわめて包括的・問題提起的な章となっているのである。

第4章は、戦前日本において労働組合法案の立案・制定が大きな問題となった第一次大戦直後、一九二〇年代中葉、大恐慌期の三つの時期を中心に、労働組合法案をめぐる官僚とブルジョアジーの内部における諸対立とその調整、止揚の過程を考察したものである。

労働組合法案をめぐる第一次大戦直後と一九二〇年代中葉の官僚内部の政策志向の対立は、内務省・同社会局官僚対農商務省・商工省・司法省官僚の対立として顕在化した。この政策志向の対立は、第一次大戦後における日本の「危機」の構造に規定されたものであった。戦後「危機」の世界史的性格を認識した内務省・同社会局官僚はヨーロッパ先進国の例にならって階級宥和的な労働組合法を構想したのになし、農商務省・商工省・司法省の官僚は、戦後「危機」がヨーロッパ型危機に発展するのを未然に防止すべく、産業保護的・治安対策的観点から

取締的労働組合法を構想した。

労働組合法案をめぐる対立は、ブルジョアジー内部にも見られた。独占的大資本は個別企業内部に「危機」克服のメカニズム（経営家族主義の物的施設、工場委員会制）を持っていたため、同法案にたいし無関心ないし条件付承認の態度をしめした。これに対し、労働組合への有効な対処策を持ちえない中小資本は、労資関係への国家介入を期待する立場から、同法の制定に積極的であった。

しかし、以上のような官僚および資本家の労働組合法案をめぐる対立は、一九三〇年代の大恐慌期にまったく相反する方向で調整、止揚される。官僚は、金解禁・デフレ政策がもたらすであろう労働者の抵抗を緩和すべく、階級宥和的な労働組合法を制定することで合意した。これに対し、ブルジョアジーは大資本と中小資本の間で意見の調整がはかられ、浜口内閣の労働組合法案に反対の立場を貫くことになった。結局、同法案は第五九議会で廃案に追い込まれ、以後、労働組合法は戦後のGHQによる労働改革まで持ち越されることとなったのである。

本章のメリットは、官僚・資本家内部の対立だけでなく、若槻内閣と浜口内閣の労働組合法案の相違を重視した点で、従来の研究を大きく前進させたことにある。

第5章は、「満州事変」期の労資関係を、経済の二重構造の本格的成立、二重構造に対応した労資関係の階層的構造、そして政治的・社会経済的諸勢力の労資関係編成の構想という、三つの側面から考察したものであり、学界でも賛否両論をまねい

た問題の章である。とくに一九三〇年代前半の労資関係編成の構想を「ニューディールの方向性をもった潮流」と「ファシズム的潮流」との対抗と定式化したことは、斬新な問題提起であったが、果たして戦前日本に「ニューディールの方向性をもった潮流」が存在していたのかどうか、より精密な検討を必要としている。

第6章は、産業報国会の史的展開過程の分析をとおして日本ファシズム下の労資関係の特質を考察したものであり、とくに第5章で検出された二つの潮流が日中戦争後まで緩やかな対立を繰り返しつつも存続し、結局、一九四〇年十一月の大日本産業報国会の結成をもって「ファシズム的潮流」が勝利をしめたことが述べられている。ここでも著者は労働政策の「ファシシヨ化」という、とかく曖昧な概念を「社会局官僚の労資関係理念の変質、軍部の労働政策の社会的活性化、警察官の強権的労働争議調停の拡大」と規定し、その内容を具体化しようと努めている。また産業報国会のもとに組織された労働者が必ずしも官僚や民間指導者の期待した通りには動かず（労働のアブセンティズムと労働争議）、一九四三年以降その実質は形骸化しつつあったことを明らかにすることによって、ドイツ、イタリアのファシズムと比較した場合の日本ファシズムの労働支配の脆弱性を強調している。

以上のように、本論文は一九七〇年代に活発となった両大戦間期の日本労資関係史の研究をリードした意欲的な研究であり、

第一次資料を駆使した数多くのファクト・ファインディングスと対象把握の包括性において注目すべき成果をもたらした。西成田氏の方法上の特長は、何よりも対象を構造的・類型的に把握し、その構造・類型にひそむ対立的要因を探りだして、それを発展的・ダイナミックに描こうとする点にあり、本論文の魅力もひとえにこの点にあると思われる。本書にはときとして難解な概念が出てくるくらいがあるが、それにもかかわらず本書は大河内一男・兵藤釧氏らによって先鞭のつけられた近代日本労資関係史の研究を新たな水準に引き上げたものといつてよい。

本論文の問題点については、必要に応じて簡単なコメントを加えてきたので繰り返すことはしないが、西成田氏の今後の研究の発展を期待する意味から、次の三点を指摘しておくことにする。第一は、序章で述べられた三つの方法的観点が必ずしも各章にわたって貫かれていないことである。たとえば第2章では、個別経営分析のため「製品、原材料、労働力の三つの市場」に重点が置かれた結果、序章で提起された三つの方法的観点が十分に生かされていない。個別経営レベルでの分析とそれを政治過程や国家の労働政策に結びつけていくためには、個別の媒介が必要なはずであって、この点は理論的にもっと詰めなければならぬ。第二に、第5章における「ニューディールの方向性をもった潮流」と「ファシズム的潮流」の対抗的二類型の設定は、興味深い着想であるが、その実証は必ずしも十分ではない。また、ニューディールの労資関係構想をもっていた内務省社会局官僚が一九三五年には早くもファシズム的労資関

係理念への志向を強めていったことを考えると、その理念の限界を想定せざるを得ない。「ニューディールの」という用語（ネーミング）の再検討と同時に、実証面での精緻化を今後に期待したい。第三に、戦前労資関係と戦後労資関係の連続と断絶の問題をもっと自覚的に追求してはしなかった。著者は、第6章で戦時期の産業報国会が戦後企業別組合の飛躍的発展の基盤を提供したという、大河内連統説を否定し、むしろ「戦後の企業別組合に連続するのは産業報国会ではなく、産報下でのさまざまな形態をとった労働者の経済的反抗であった」ことを強調している。しかし、産報の運動や理念の中には戦後の企業別組合につらなる企業Ⅱ運命共同体論や労働者の自発的勤労意欲を引き出そうとする労務管理方式も含まれていた。あるいは日本

的雇用システムの三本柱のうちの二つ、終身雇用と年功賃金制の起源が戦前にあったことはよく知られている。これらのことを考慮するとき、戦前と戦後の連続と断絶の問題はもっと複雑であり、著者がいうほど単純ではないだろう。これらの諸点が再整理されたとき、著者の議論はいっそうの説得力を増すものと思われる。

以上、いくつかの難点を指摘したが、本論文全体の評価および別途おこなった面接結果にもとづき、われわれ審査員一同は西成田豊氏が一橋大学経済学博士の資格を十分に有するものと判定する。

平成二年六月十三日